

荒尾市内事業所情報の広報紙掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内事業所の正確で最新の事業内容を市民に提供し、その魅力を伝えることで、人材の市内事業所への就職や就職先選択の契機とすることを目的に、市内事業所の広報掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載基準)

第2条 広報紙に掲載する事業所は、次に掲げる各号のうち、いずれかの要件を満たす事業所とする。

- (1) 日本標準産業分類で分類される製造業であること。
- (2) 荒尾市の誘致企業であること。
- (3) 荒尾市内において、家族以外の正社員を4名以上雇用しており、且つ以下のいずれかに該当すること。
 - イ) 工場適地に立地する事業所
 - ロ) 熊本県に「ブライト企業」として認定された法人等の事業所
 - ハ) 過去3年間で雇用した実績がある、又は雇用を予定している事業所
 - ニ) その他市長が適当と認める事業所

2 次に掲げる各号に該当する場合は、掲載をしないものとする。

- (1) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する「性風俗関連特
殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (2) 政治団体、及び宗教上の組織若しくは団体。
- (3) 法人の事業者、役員、従業員等が、荒尾市暴力団排除条例第2条第1号及び第2
号
に規定する暴力団及び暴力団員である場合。
- (4) 雇用を主としない、商品等の宣伝のみを目的としている場合。
- (5) 掲載時点で第2条に掲げる掲載基準を満たさなくなったとき。
- (6) 虚偽の情報提供があったと認められるとき。
- (7) その他市長が不適当と認めたとき。

(申込方法)

第3条 掲載を希望する事業所は、広報紙掲載申込書（別記様式）に必要事項を記入し、産業振興課に提出しなければならない。

(掲載内容の変更)

第4条 掲載内容は、広報紙編集の最終校正まで変更を行うことができる。

(掲載順序・時期)

第5条 原則として申込順に取材を行い、記事が完成した事業所から掲載するものとする。
事業所が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

(掲載文章量)

第6条 原則として荒尾市の指定する文章量を掲載するものとする。

(免責)

第7条 広報紙への情報掲載及び掲載内容による直接的、間接的、付随的若しくは結果的に発生する損害、経費、損失及び債務について、荒尾市はいかなる責任も負わない。

(掲載料)

第8条 広報紙掲載にかかる一切の費用は無料とする。

附 則

この要領は、令和2年 6月 1日から施行する。